

工事契約締結内容

契約年月日	令和 8年 8月 27日
件名	令和8年度 町営住宅出森団地B棟屋根修繕工事
施工・履行場所	精華町大字祝園地内
工事・業務概要等	(工事内容) ・屋根撤去 40㎡
工事・業務種別	建築工事一式
工期・履行期間	令和 8年 8月 28日 から 令和 8 年 9月 30日 まで
契約の相手方	(株) 誠工務店 代表取締役 清水 毅
契約相手方の住所	京都府相楽郡精華町大字山田小字中村 5 7 番地
当初契約金額	¥814, 000- (税込)
選定理由 (随意契約)	本工事の設計額は、200万円以下のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号かつ、精華町契約規則第9条第1項第1号を適用して、随意契約を行うものです。 また業者選定理由については本工事は、老朽化した屋根が落下することにより通行している住民へ重大な影響を与えることが考えられます。よって、町内に本社・本店を置いている入札参加資格者名簿登録者から、建築一式工事の許可を有し、建築工事を主としている業者の中で、現在隣接している町営住宅出森団地A棟で修繕工事を行っており緊急で対応できる(株)誠工務店を選定するものです。